

事故調査機関の在り方に関する検討会について

1. 趣旨

消費者事故等の調査機関の在り方については、消費者庁関連法案の審議の際の附帯決議（参議院）において、「消費者事故等についての独立した調査機関の在り方について法制化を含めた検討を行う」とされ、また、本年3月に閣議決定された「消費者基本計画」においては「消費者庁は、消費者事故の独立した公正かつ網羅的な調査機関の在り方について検討します」「22年度に検討を開始し、23年度のなるべく早い時期に結論を得ます」とされているところである。

また、これまでも、責任追及の観点からの刑事手続とは別に、事故原因究明と再発防止の観点から必要な権限を有する事故調査機関の必要性が指摘されているところであり、さらには、被害者への配慮の重要性についても指摘があるところである。

以上のような経緯を踏まえながら、有識者や被害者遺族関係者等からなる本検討会においては、現行の関連制度・機関と新たな機関・機能との関係の整理、事故調査機関にとって必要な条件・機能等の論点整理など、今後の具体的な制度設計を進めていくために必要となる検討を行うこととする。

2. 主な検討事項

- ① 現行の事故原因究明に係る機関・機能についての整理と評価
- ② 新たな機関・機能のニーズ・シーズの確認
- ③ 刑事捜査と行政調査の関係整理
- ④ 事故原因究明に係る機関・機能に求められる属性
- ⑤ 被害者との関係、被害者支援の在り方

3. 進め方

第1回 （8月20日（金）13:00～16:00）

- ①本検討会の進め方
- ②日本学術会議「事故調査体制の在り方に関する提言」（平成17年）について
- ③被害者ご遺族発表

第2回 （9月17日（金）17:00～20:00）

①消費者団体ヒアリング

②事故関係者ヒアリング

第3回 (10月28日(木) 16:00-19:00)

①事故調査機関事故調査機関の在り方に関する海外調査速報報告

②国内における事故調査や事故情報分析に係る機関に関する調査結果概要

③国内関係機関等ヒアリング

第4回 (11月11日)

①運輸安全委員会ヒアリング

②医療事故に関連する情報収集・分析、原因究明等の取組みに関するヒアリング

第5回 (12月下旬)

有識者ヒアリング

第6回 (1月13日(木) 18:00~20:00)

①事故調査機関のニーズ

②事故調査と刑事手続との関係

第7回 (1月20日(木) 18:00~20:00)

①行政法から見た事故調査、事故調査のための行政調査の在り方

②被害者や消費者団体等の関与、被害者支援

第8回 (1月28日(金) 15:30~17:30)

事故調査機関・制度に求められる機能・属性、各種機関の連携

4. 今後の予定

第9回 (2月下旬)

第10回 (3月上旬)

第11回 (3月中旬)

第12回 (3月中旬)

※ 今春目途に取りまとめる